

第一回 国会 労働委員会 議 録 第十号

昭和二十二年八月二十二日(金曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 加藤 勤十君

理事 井井之助君 理事 山下 榮二君

理事 川崎 秀二君 理事 橋本 直治君

理事 原 信君

荒畑 勝三君 島上善五郎君

館 俊三君 土井 直作君

前田 種男君 山花 秀雄君

小川 半次君 尾崎 末吉君

小林 運美君 寺本 齋君

伊藤 郷一君 石田 博英君

吉川 久徳君 河野 金昇君

出席國務大臣

國務大臣 米窪 満亮君

出席府政委員

法制局長官 佐藤 達夫君

總理廳事務官 木村忠二郎君

厚生事務官 上山 顯君

本日會議に付した事件

職業安定法案(内閣提出)(第三六號)

○加藤委員長 これより會議を開きます。

前會に引續いて質問を繼續することにいたします。前田種夫君。

○前田(種)委員 私は安本長官、法制局長官並びに労働大臣に、順次質問したいと思ひます。安本長官、法制局長官は、閣議で手が離せぬものであります。安本を代表して労働局長が見えておるのですから、さきに安本長官に對する質問をしたいと思ひます。

本法の第一條の目的のところには、

明瞭に「各人に、その有する能力に適

當な職業に就く機会を與へることによ

つて、工業その他の産業に必要な労働

力を充足し、以て職業の安定を圖ると

ともに、經濟の興隆に寄與する」との

目的に副ひまして、第四條に「第一條

の目的を達成するために、左の業務を

行う」として、第一には「國民の労働力

の需要供給の適正な調整を圖ること、

及び國民の労働力を最も有効に發揮さ

せるために必要な計畫を樹立すること」

その他七項目にわたつて目的達成の業

務を明文化してありますが、敗戦後の

日本の經濟建直し今日の現狀を

見ますと、安本を中心にして計畫を立

てられております面は、主として金融

財政の面、さらに最近は何を中心とす

る計畫が主として立てられてつあるの
でございす。私はそれとともに人的
計畫、いわゆる労働の計畫性というも
のが非常に重要になつてきておると思
ひます。金融財政、あるいは物の計
畫、それ以上に、ある場合におきまし
ては、労働をいかに適正に配置して、
日本國民すべてをその職につかしめる
がというこの計畫が樹立されなければ
ば、日本經濟の建直しは不可能だと考
へます。本法が提案された趣旨も、結
局はそこにあると私は考へます。そう
した意味における安本の計畫の全貌
を、労働委員會を通じて天下にはつき
りしてもらいたいというのが、私の質
問の要旨でございす。もしきようそ
の計畫が明確にできなければ、近いう
ちにこの點を明確にしてもらいたい。

これは全國の勤勞大衆が要望してやま
ないことでありすし、また使用者側
も労働政策の全貌、この計畫がいかな
るものであるかを一日も早く知りたい
と待つておるといふ現狀であらうと思
ひます。この計畫を適正に立てまし
て、さうして間違ひのない行政をやつ
ていかなければ、労働行政の完璧は期
せられないと思ひますが、こうした面
におけるところの安本の所信を承つて
おきたいと思ひます。

○木村政府委員 物の計畫と金融財政
方面の計畫とを伴ひまして、労働を中心
にしました計畫を立てなければならぬ
と言われまふ前田委員の御質問の御趣
旨には、まったく同感であります。た
だ物と金融財政と労働の關係とは、若
干差異がありまして、その計畫につき
ましては、戦争中に行いましたような
計畫は、今後立てられるものではない
と一應考へます。しかし今後日本の勞
動力をどういふに有効適切に使う
かという計畫が立たなければ、今後日
本の經濟の再建はできないことは當然
であります。従ひまして今安本本部に
おきまして、雇傭労働の計畫を確立
いたしつたものであります。大體の
考へ方といたしましては、できる限り
正當の職業につかせる機会を與へる、
それでできない面におきましては、政
府におきまして、特にさういふ失業等
を吸収いたします特別な事業を起す。そ
れでもできない部面につきましては、
生活の保障を與へる方途を講ずる、つ
まり職業を失ふことのないようにす

る。失業の危険をできるだけ防止する
ことが第一、それから正常な職業の機
會をつくるということが第二、それで
もできなければ失業者を對象とする臨時
的事業を起す。最後にこれらに漏れる
ものについては、生活の保障を與へる
。さういふ計畫のもとに全體の計畫
をいたしますれば、最後の目的といた
しましては完全雇傭、完全就業である
ことは申すまでもないのであります。
最後には必ずその目標にもつていくよ
うに考へて計畫いたしておりますが、
企業整備の方針、あるいは企業整備を
するかしなないかということにつきま
して、まだ明確にきまつておりません
し、貿易の再開についても今後どうい
うふうにきまるといふ具體的なもの
ができておりません。これらの進行と
相並行して、できるだけ早機會に計畫
を明らかにしたいと考へておりま
す。

○前田(種)委員 今の局長の答辭は、
あまりにも抽象的にすぎるのでありま
す。もちろん、それ以上今日安本とし
て計畫が立つてないということであ
ります。それ以上質問することはやは
らだということになります。過日の
經濟白書には、一千萬の失業者が出る
といわれております。もちろんさうし
た失業者に對しては、失業手当その他
の方面においてカバーするといふ方策
も立てられつたことは認めており
ますが、さうした問題は最後の手段で
ありまして、今日の實情からいいます
ならば、もつと企業を整備する、健全化

するためには整備しなければならぬ。
整備のためには相當多量の失業群があ
ることを豫期しなくてはならぬのであ
ります。企業をそれ自體の健全なる經營
の立場からいいますなら、整備をする
ことも當然であります。今日日本の
おかれておる現狀は、狭い國土に八千
萬の人口を抱えておる。しかもわれ
われは今日國外に出て働くことの許さ
れない現狀においては八千萬の人口を
おの／＼職業に従事せしめて、いかに
有効にその能力を發揮するかというこ
とに對して、賢明なる施策が必要であ
らうと考へます。もちろんこの施策と
いふものは容易ではありませんが、た
だ單に企業のみを健全化することによ
つて、日本の經濟が安定するとは考へ
ていないのでございす。企業は健全
化も必要であります。それ以上に
八千萬の國民をどうして就業せしめる
か、さうして一人の徒民もないよう
な方策が望ましいのでございす。こ
れはなか／＼言うことは易いのであり
ますが、實行は困難であることは、
私はよく承知しております。しかしこ
の計畫に對して、眞剣な對策が立てら
れなくてはならぬと考へます。労働省
が設置されて、さうした問題を主
として労働省のみを中心にしてやろう
ということは不可能なことでありまし
て、政府は全力をあげてさうした面
に對するところの對策を立て、その對策
の中心は、あくまで安本として立てら
るべきものであると私は考へます。
さうした面についてとつと具體的な方

法をできるだけ早く立てて、そうしてその内容を明確にして、しかもその内容に基いて、われわれの労働委員会としても論議する機会を與えてもらいたいということをお願いしておきます。

さらに過日、クレジットの問題を中心にしたしまして、十五日以後貿易再開が許されて、今の答辯の中には、今日貿易の對象がどうなるかという事は急速に豫測しかねるという答辯がございましたが、私はこう考えておるのでございます。日本は資源に乏しい國でありまして、原料を輸入して、それを加工して再輸出することに上つて、日本の經濟が立ち得る途がただ一つ残されておる。それ以外には日本經濟の再建の途は残されていないのでございます。そういった事を考えれば、輸入した材料をいかに有効に活用するかということに盡きると私は考えます。一例をとりましますならば一貫匁の鋼材を輸入して千圓か二千圓の製品にして賣るか、一萬圓、十萬圓、百萬圓の高級な製品にして賣るかというところによつて、日本經濟が再建できるかどうかということになると思はれます。これはもちろん科學あるいは技術の進歩、あるいは労働階級の熟練の賜以外には求める方法はないと私は考えます。悪い材料、少い材料をいかにして有効に活用して、そうして世界の市場に敗けないところの立派な製品をつくり出すことに成功しなければ、日本經濟の建直しは不可能だ、また日本商品が外國市場に出て、外國市場に太刀打ちするところのものにはなり得ないと私は考えます。いかなる品物が外國に求められるかどうか

かという點すら未知數であるという意向等もありますが、こういう品物が賣れるといつてそれから計畫をしては遅いと思はれます。少くともわれわれ國民の努力によつて、世界の市場へ日本の品物をどこまでも輸出せしめるといふ積極的な計畫が必要であらうと思はれます。こうした點等を考へますと、どうして労働者を有能な熟練工に育成し、補導し、あるいはそうしたものを教養するかという點が重要であらうと考へます。前の労働法審議のときも當委員會においては、労働者の教育の面につきましては、主として公民教育の立場から論議されたのでございまして、私は今日はむしろ技術的な指導の面からいふと思ひますが、こうした點に對するところの安本の所信をもう一度伺ひしておきたいと思ひます。

○木村政府委員 ただいまのお話、まことにごもつともでありまして、われわれの方も同様に存じております。従ひまして今後の運営につきましまして、その御趣旨に副うようによつていきたいと思ひます。

○前田(種)委員 私は技術の補導その他教養等について、これは労働大臣にさらにあつて質問したいと思ひますが、どうも安本の説明といたしましては十分でありますけれども、きようは安本長官がいらないのですから、これ以上質問はいたしません。どうぞ緊急に、いわゆる財政金融資金計畫以上に重要でありますところの労働計畫の面から、日本再建の全貌を具體的に安本の方針として、しかも政府の方針として、この委員會を通じてはつきりして

ていただきたいということを特に安本に希望いたします。安本に對する質問は終ります。

労働省關係の質問を申し上げます。今觸れまして第三節の職業指導、四節の職業補導等に盛られておりますところの條項に關連して、私は今申し上げたように日本經濟の建直しは高効率、高級品の製造、技術の練磨、いわゆるいかに有能な熟練職工を養成するかということが當面の問題であらうと考へます。こうした點につきまして、今までの安定所のような既設の補導、その他の機關だけでは不十分だと私は考へます。どうしてごもつと計畫的な、根本に轉れるところの大方針が立てられて、いかに日本の労働階級をして、技術の上におきましても歐米人にまさるような熟練工を養成するかというところに意を注がなくてはならぬと私は考へます。もちろん基準法におきましても、技術者の養成という一章を設けられて、それを中心として、養成する途は開かれております。こうした方法は非常に幼稚なものでございまして、今日の日本政府といたしましては、ごもつと計畫的な補導施設を確立すべきであらうと私は考へます。一例をあげますならば、東京、大阪というような重要工業地帯には、適當な工場を買収して、そこに國立の補導所を設けて、簡単に熟練職工を養成するといふ方法等も大膽にとるべきであらうと私は考へます。こうした問題等につきましましての米窪國務大臣の所見を承つておきたいと思ひます。

○米窪國務大臣 前田さんから先ほど、經濟安定本部の事務當局にお尋ねの點は、一々ごもつとでございませう。そこで私としては、今日豫定されておる労働省の機構内に、びつたりと御質問の趣旨に副うような部局は設けられてはおりませんが、民間の労働科學研究所等と密接な連絡をとつて、そしてこの研究所の研究の結果を政策の中に取入れて、熟練労働者の育成及び助長に必要な施策を實現していきたいと考へております。もちろん將來の問題でございしますが、場合によつてはこの労働科學研究所と對應するがごとき部課をつくつて、御希望に副うていきたいと思ひます。また労働者の能率をあげるということとは、單に労働省だけの問題ではないのでございしますが、労働省發足と同時に、事務當局にその研究を命令しておる問題としましては、いわゆる能率を増進するためには、一方において主務官廳が、優秀なる能率をあげた労働者を顕彰する方法が、一つの獎勵方法として考へられるべきである。これについてはいちろん労働省だけがこれに關與するのではなくして、これに對する報奨物資であるとか、あるいは社會的待遇を優先的に與えるとかいうことで、ほかの省との連絡が起るのでございまして、これは私の方としては、急速に關議においてこの問題を取上げていきたいと思ひます。もう一つは、今日の賃金はいわゆる生活給が基準になつておるのでありますが、將來は労働の強化にならない範圍内において能率給を中心として、賃金體系を能率増進の線に沿うようにしてまいりたい。こゝろいふうちに考へておるのでございします。労働者の能率を増進する方法としては、大體そういう施策を行つていききたいと考へております。

○前田(種)委員 さらに質問を進めまして、第四條の六項に「運営の改善向上を圖ること」とありますが、これと關連いたしまして、官吏職員の特殊的身分の地位が第九條にうたわれております。さらに第五十二條には、職員に對する訓練等がうたわれております。これは主として本法に關連する官公吏職員の身分、あるいは特殊の地位を確保する條項でございしますが、どうも今日までのこうした機關は、一口に言いますならば、あまり官僚的でありまして、こうしたところに出はいる労働者は、やむをえず出はいるというやうな形であつて、喜んで出はいるというやうな役所にはなつていないのでございします。もちろん提案説明のときに、大臣みづからが、あくまで労働省の下部組織もサービス省でなくてはならぬということをお説きされておられますが、今後は相當改善されると思ひますが、こうした特殊の地位、しかも第九條のごときは、他に轉任ができないほど身分を保障するといふやうなことにまでなつております。そういった事を考えれば、少くともこの待遇といふものは、特別の待遇を與えなくてはならぬと思ひます。またさうした特別の待遇をしなければ、立派な人が得られない。立派な人が得られなければ、せつかくのこうした機關が運用されない。民間の職業紹介等は、惡徳者を一掃するために本法によつて禁止するといふことになつておりますが、今まで一概に民間の業者が惡かつたとは言へない。いわゆる官營のこうした機關が惡かつた一面には、民間の業者の中には非常に有効に働いた業者もあるわけではございします。もちろんこうした

民間の事業を拘束するという事にな
りますと、特に今日以後の情勢から申
しますならば、官營のこの機關の活動
に全幅の信頼を全産業人が、全労働者
が寄せるということになります。そう
いたしますならば、こうした問題に對
する教職員の方構え、あるいはそうし
た點に對する立派な人物を得るとい
うことは、なか／＼容易でないと思ひま
すが、そのような原因は待遇が悪いと
いうことに關連してあります。どうか
その點に關してもう一度、労働大臣の
意見を明快にしてみたいと思ひます。
さらに第十條に連絡委員問題をうたつ
てありますが、一體連絡委員の身分、
待遇等はどうか、方針であるかとい
ふ點を、もう一度明確に願ひたいと
思ひます。

○米窪國務大臣 答へします。職業
紹介という事業は非常に専門的な知識
と經驗を必要とするものでございま
して、従つて政府はこれらの命令系統、
あるいは事務の所管については、一貫
的でないけれども認めておるの
でございまして、同時に地方自治の精
神から見ても、窓口の行政を簡素化する
という點に鑑みまして、末端組織にお
ける事務については、今日のところは
都道府縣にこれを委任しているような
情勢でございまして、しかしあくまでも
原則としては、こういう特殊な行政事
務に關係するものはなるべく他へ轉
せしめ轉補せしめるということの弊害
を避けたい。しかしこれに伴つては、
やはりその職階制において、横滑りを
して昇進することは避けて、なるべく
一本で上へ昇つていく方針をとつて
いきたいと思ひます。もしもそれで昇
進が遅れるような場合においては、公

務員法との關係もありますが、給與の
點については、その勞に報いるだけの
特別な待遇をしてまいりたいと思ひ
であります。前田さんの御質問は、少
なく明確を缺いておられますが、民間人
を起用してどうかという御意見かと
思ひますが、これについて先ほど
申し上げる通り、特殊の經驗と知識を
を要するものでありますから、ただち
にこれを職員の本官に任命するとい
う考えはもつておりません。ただし
民間側の、いわゆる労働者側の意向を
尊重する必要があるに於いてござい
まして、従つて職業安定委員會とい
うものを、中央においても地方におい
ても設けて、また市町村の間にお
いては連絡委員というものを設けて、
民意の反映に對しては十分なる注意を
拂つて、民意を尊重してまいりたい
と思つております。連絡委員の身分構成
等については、事務當局からの御説明
申し上げます。

○上山政府委員 連絡委員は公共職業
安定所の補助機關として市町村との運
絡にあたりまして、公共職業安定所の
仕事を助けてまいるという性質のもの
でございまして、これは官吏でござい
ません、民間からお願ひするものでござ
いまして、身分としては公務員に準ず
るという性質のものでございま
す。それでその定数、職務等につきま
しては、詳しく命令できめることにな
つておりますので、大體はどういう人
をお願ひするかということにつきまし
ては、今まで町村役場の吏員でありま
すとか、學校の教職員の方々なかに
もずいぶんお願ひしているのがござい
ますが、今後は労働組合關係方面等の
方にもお願ひをいたしまして、十分實

情に副つた安定所の運営が出来ますよ
うに働いていただきたいと思ひます。
○前田(種)委員 今大臣の答辭の中
に、官公吏職員の身分のことと待遇の
問題について御答辭がありました。が、
今日の政府においても、末端の安定所
の官公吏職員を満すために相當苦勞
をしておられると思ひます。今日の待
遇、今日の狀態の下においては、容易
に人は求められないというような狀態
に現實にあるのです。まして有能な人
物を得ようとするのは、なおさら困
難であろうと思ひます。どうしても特
殊な地位を與えるとともに、相當この
點には立派な待遇をしてやらなけれ
ば、この重要な職責を果すわけにはい
かないと私は考えますので、この點に
ついては一段の努力を希望しておきま
す。

次に第十二條に關連いたしました、
中央職業安定委員會の構成、地方安定
委員會等の問題でございまして、この
條項はあくまでも諮問機關という形に
なつております。私は相當權威者がこ
の委員會を活用いたしますならば、そ
こで協議決定されることを、もつと重
要に取扱ふ必要があるじやないかと考
へます。そうすれば、端的に言えば、
決議機關にしたかどうかということに
なつてまいりますが、私は明確にこ
で決議機關にしてもいいという希望
はあります。そういうふうに修正
しようとは考えませんが、ただ単に勞
働大臣の諮問、府縣知事の諮問に答
へるというだけじゃなくて、もつと積極
的にこの委員會が働き得る餘地を見出
さなければならぬと私は考えます。そ
の意味におきまして、委員會みずから
が建議上申するというような途を開い

てあるというようにすることにもならなく
てはならぬと私は考えます。さらにこ
の委員會の開催につきまして、法律を
もつて明瞭に都道府縣職業安定委員
會、特別地區職業安定委員會及び地區
職業安定委員會は、一箇月に一回以
上、中央職業安定委員會は、三箇月に
一回以上、これを招集しなければなら
ない」と法的に明記しておるのでござ
いまして、われ／＼は労働組合の立
場から申しまして、あるいは労働行
政の立場からいきまして、これ以上
に活用されることを望みます。しかし
おそく地方地區の委員會を合せてま
すと、何百という委員會が全國にでき
るわけですから、そうした場合に、一箇月
に一回以上必ず開かなければならぬと
法が命じておるにもかかわらず、開く
用事がなかつた場合には一體この法の
威嚴がどうなるか。これはむしろ法制
局長官にお尋ねするのがほんとうであ
るかわかりませんが、こういう條項を
明記してあるといふことは、今までの
一般法規にはおそくはないと私は考
へます。今回の労働省關係のこの法規が
初めてであると思ひますが、こうし
た一箇月一回以上というやうな文字
は、これを政令にまつべきものであ
るといふように私は考えるのでありま
すが、實際に法規の上に明記して法律
になつて實行される場合は結構だし、
また實行するやうに強制する力はわれ
われ喜びますが、實行されなかつた
きに一體どうなるかという點の答辭を
求めておきたいと思ひます。

○米窪國務大臣 第一の御質問の、必
要に應じては安定委員會が建議をする
というようにしたかどうかというお尋
ねでしたが、これは十二條に基づき

關係行政廳に建議することが出来る、
こういうう／＼いふにきめてあります。ま
たこの一箇月に一回とか三箇月に一回
ということはむしろ政令に課するのがほ
んとうであつて、一たび法文に書いた
以上は、これをやらなければならない
はどうかということになるかというお尋
ねですが、これは當然官廳の監督命令に
背くことにはなるとございまして、そ
の場合においては、監督關係において
これに相當の處置をしていくつもりで
あります。それから一箇月に一回とき
めてあるが、それより以上にもし必要
がある場合はどうかということにつ
いては、必要に應じてはこれらの安定委
員會は關係行政廳に報告を求めること
ができる。すなわち一箇月に一回以上
必要のある場合において報告を求め
ることが出来ますから、安定委員會が自
動的に機能發揮し得ると考えており
ます。

○前田(種)委員 今の一回以上数多く
やることはもちろん問題ではないので
す。一箇月に一回以上、中央は三箇月
に一箇以上やるべしと法の明記してい
るときに、やらなかつた場合には怠慢
だから、中央から下部の機關に對して
命令をするということでありまして、
こういう委員會の回数を法規で明記し
ておくといふことをそれ自身が無理で
ないかと私は考えます。この點につ
いては法制局長官に答辭を願ひたいと思
ひますが、法律でこうしたものをお記
して、もしやらなかつた場合に、何百
もある全國の地區に労働大臣がやら
なかつたからといって、一々やらなけ
ればならぬのではないかと一いつてみた
ところで、これによつてどうなるか。む
しろこうしたものこそ政令で十分やる

第一類第八号 労働委員会會議録 第十号 昭和二十二年八月二十二日

五十一

ように進めることができますし、法律に明記した理由については、もう少しはつくりしてもらいたいと思います。法制局長官にとうした點に對するとこの法律上の解釋を説明してもらえば結構だと思います。

○佐藤達三政府委員 お答え申し上げます。ただいま逓達大臣からお答えございましたように、少くとも一箇月に一回くらい、あるいはまた三箇月に一回くらいという最低の基準をきめておりまして、これを運用上から申し添えて、法律でかようなことをきめまして

も、決して無理なことはいない」と断言
えます。それからただいまの違反の場
合の問題でありますが、この種の事柄
につきましては、いろ／＼ほかの問題
につきましても精密に考えますれば、
この場合の違反はどうなるか、あの場
合の違反はどうなるかという、いろ／＼問
題になるべき事柄はございますけれど
も、ただいまの具體的の問題といたし
ましては、これらに對する違反といふ
ものを表面から、あるいは罰則的の如
裁をおくとか、これに違反した場合
善後處置を書くとかというところま
の必要はないと考えまして、他の場
にも同様な扱いがしてあるものがた
さんございますので、この程度でよ
しいかと考えております。

○前田(種)委員　この問題については、私の意見になりますから、後日見のときにこれ以上は申し上げることにいたしましたので、留保いたします。までの答辯では私は満足しません。それは法律に明記する必要があるかなかという點について、もつと議論したいと思います。質問のときにはこの

度でおきます。法制局長官が見えられたので、法制局長官の答辯を先に求めたいと思つて質問をいたします。

本法の第六條、第八條、第五十六條、第六十一條に關連いたしますが、結局勞働大臣の地方長官に對する指揮指導の權限でございます。第六條には、安定局長は勞働大臣の指揮監督を受けて、都道府縣知事を指揮監督する。第七條にも、都道府縣知事は勞働大臣の指揮監督を受けるということが明記されておりますし、八條には、公共職業安定所は勞働大臣の管理に屬するといふことになっておりますが、問題は

地方長官の處分が法に違反してゐる場合、いわゆる五十六條にありますところの「勞働大臣は、都道府縣知事の處分が、この法律若しくはこの法律の規定に基いて發する命令又はこれに基いてなす處分に違反すると認めるときは」云々の文字から、五十七條そうした規定がございますが、これら官公吏服務規程、あるいは近く制定せようとするところの公務員法等の文容には、どうなつてゐるかわかりませんが、こうした指揮監督をする面と、地方長官がきかなかつた場合には高裁判所に勞働大臣は提訴するといううな條項との關係に、法律上の疑義あるいは命令系統、その他に對して義があるかと思ひますので、この點

對する全體の法規の上にもあるかわりませんが、法制局長官としてこの明確にしてもらいたいと思います。

○佐藤達政府委員　少々總論的なものを申し上げまして恐縮でございますけれども、地方の都道府縣知事が自治の執行機關たる地位をもつておりまほかに國の機關としての地位をもつ

おりますことは、今さら申し上げる必要もないのでありますが、その都道府県知事が國の機關としての立場につきまして、一般的の法制がどうなつておるかと申しますと、御承知の地方自治法の中に、國の機關としての都道府県知事は主務大臣の指揮監督を受ける。これから前議會において成立しました行政官廳法におきましては「各大臣は、主任の事務について、國の機關としての地方公共團體の長の法律に基いてなす行政事務に關しその長を指揮監督することが出来る。若し、國の機關としての地方公共團體の長の措置が成規違ひ又は權限を侵すものと認めるときは、その措置を停止し、又は取すことが出来る。

前項の規定は、地方公共團體の長
地方自治の本旨に基く法律に基いて
すその地方公共團體の事務に關して
適用しない。」という基本的の條文
行政官廳法と地方自治法にござい
す。その趣旨を受へまして、御指摘
第五十六條でありますか、それ以下
條條ができてゐるわけでございます

ただいま申しましたように、この行
官廳法の規定によりますと、知事の
の機關としての處置が違法であり、
權である場合には、停止とか、取消
ができるという根據規定がござい
す。この行政官廳法だけで申しま
と、停止、取消しは主務大臣の一存
やれるように了解されるかともある
であります。この職業安定法におき
して都道府縣知事は、いやくも公
によつて選ばれたものであり、また
方においては地方團體の機關として
地位をもつておりますから、そう簡
に停止なり取消しなりに運ぶことは

る裁判所に對して裁判の手續等をとるやうにいたしました。あまり主務大官としての自由な處分ができないといふやうな見地から、このやかましい條を設けているのであります。この點に申しますと、むしろ都道府縣知事立場を、非常に重く考へて、擁護してできた條文であると申し上げることできると思ひます。

○前田(種)委員 今の答辯を聞いていま一つ明瞭になりませんが、今の答辯の中にもありましたように、自治の第五十條、第五十一條等にも、答になつたように、主務大臣の指揮監督を受けるということが明記されていわけです。さらに都道府縣知事は管の市町村長、行政廳に對しましては明確にその處分を取消し、または停することができるといふことが、自法には明記してある。この都道府縣事が、同じ公選された市町村長、行政廳に對して、處分を取消したり、停を命ずることができるよう、自治に明記しているのかかわらず、今

議している本法において、そういう
重なことにすることは、自治法との
係からいつても法的矛盾があると私
考えます。こうした矛盾が今日過海
にあるから、あとからでき上るとも
の法律は、こうした矛盾があつても
支えないというような方針で、提案
れておられるということならば、
以上論議する必要はありませんが、
法もこの春の議會で通過したもので
ざいます。そうした精神からいきま
と、五十六條以下のこうした方法お
じられるという嚴重なものをつく
いうことと、府縣知事が公選であ

ら所屬知事の権限を重要に動けるといふことはわかりますが、中央政府にいたしましても、公選された府だといふことが言い得られるわけです。こうした矛盾をこのままにおいて實際の行政事務をやる場合に、そこちぐはぐが出てくると私は考えますが、こうした點等について、もう一法制局長官の明確な御答辯を承りたと思います。

○佐藤達) 政府委員　ただいま私が申し上げました中に少し精密を缺くところがございます。ただいま私が申したのは停止の場合、取消しの場合、申し上げましたけれども、この法律の中には五十八條の關係でありまか、勞働大臣が都道府縣の知事に代つて、代行的のことをやらせるといふようなこともございまして、相當これ大きな處分でございますから、こと運用において輕率にならないようにいう含みから、かような手續ができるような次第でございます。なお方自治法の一般の問題につきましても、あるいは府縣知事と地方公共團

の長との關係は、おいての規律が考へられる時期があるとは存じますが、たゞいま御指摘の通り、それ以外の場合については、かような規定はございません。それから先ほど都道府縣知事や町村長の關係は、これは都道府縣知事自身が公選のものである見地から言へてゐるものと思ひます。

○前田(種)委員　今の自治法第百五十一條の答辭は十分じやないと思ひます。もちろん自治法をここで審議するわけでありませんが、それと質問することはやほかもわかりませんが、私は命令系統をもつと明確に

おかなければ、今日の官僚の頭では、一つでも口實ができれば、それを唯一の力として、いろいろ中央に反く、あるいは中央の命令をきかぬことが民主主義だというような、行政をやられる向きがないとは思いますが、ほんとうに理想的な民主主義化された國におきましては、もちろんそうした懸念がないことは言うまでもありませんが、今日の日本の現状は、官吏ばかりでありません、全體が民主化の初期でございまして、民主化の初期の時代には、えてして公選されたところの知事は、管内の府縣民の意思だけ聞いておれば、それが民主主義の知事のやるべき役目だというようなことをやつて、國全體の立場からは面白くないという行爲も多々あるわけでございます。そうしたさなかにおいて、こうした法律がございまして、こういう條項を掲げるとつて、必ずしも中央の命令はきかなくともいいというようなことになりがちだと私は考えます。こういう法律は今後日本の民主化と並行いたしまして、より高度な完成された法律に改善されるべきものでありまして、現行においてあまりに理想に近いようなものをこしらえるということは、現實の面に相當弊害があるということを、考えなくてはならぬと私は考えます。そうした弊害の面から見てまいりますと、命令系統は指揮監督するということにおいて盡きると私は考えるのです。しかしこうした條項があることによつて、もし間違つて法に違反し、勞働大臣が裁判所に訴えなければ、どうにもならぬというようになつてしまひますと、府縣知事の中においては、中央との間に相當摩擦が起ると私は考えま

す。今引用されました五十八條のごときは、府縣知事のやることはなほだしく悪い場合には、勞働大臣の權限において直接にやることでございまして、ことになつておりますが、そうやつてしまへば、なおさら中央と地方府縣との摩擦が激化するという結果になりまして、五十八條の條項のごときは、もしあつても使つべきものではないと私は考えます。そういう觀點から申しまして、地方自治體の府縣の立場を重要に考へるといふ意圖はわかりませんが、現状においてはたしてそうした效果があるかどうか。むしろ懸念される危険性が多分にあると私は考えますが、この點に對して長官なり國務大臣から、もつとはつきりしたところの御答辭を願つておきたいと思ひます。

○佐藤（逋）政府委員　ひとまず私からお答えさせていただきますが、ただいま御指摘の問題は、掘り下げれば非常に深い問題でございまして、この地方自治と國の行政というものの接觸點、これをどの邊に境界をおくか。自治の擁護といふものと、國政全般の建前からくるいろいろ必要な性質というものの調和の問題になるのでありまして、きわめて明確な一線を引くということは、困難な事柄であらうと存じます。これらの點をあらゆる觀點から總合いたしました結果、この職業安定法において、かような原案にありますが、最も適當であらうと考えて立案した次第でございまして、ただいまの五十八條等のお話については、まことにごもつともである。五十八條という條文は、私ども必要であると存じますけれども、かような條文のごやつかいになるよう

な事柄のなからぬことを希望する點において、まづたく御同感でございします。

○前田（種）委員　これ以上その點について質問を申し上げることは留保します。ただ願わくば、できるだけ民主的に、地方自治體の長の權限を擴大するといふ親心はわかりますが、この數年の日本國內の現状においては、こうしたものがあるために懸念されるということ、政府當事者は十分銘記され、これの運用に萬善を期してもらいたいという希望を申し上げておきます。

最後に法制局長官に、もう一點質問したい點は、罰則の六十五條の五項に、「勞働條件が法令に違反する工場事業場等のために、職業紹介、勞働者の募集若しくは勞働者の供給を行つた者、又はこれに従事した者」には罰則を適用するといふことになつておりますが、近く施行されます勞働基準法が、實際に各々々の職場にあつた法規がそのまま適用されるためには、なかなか短日月ではできないのではないかと、いろいろに、私は現實を見ております。そうした場合に、もちろん民間の供給業者、その他の人々が違反した場合は問題でありませんが、安定所が職業紹介、募集、あるいは供給を行つた場合に、しかも求人の方手である工場が、勞働基準法に違反しておつた。そうしたことを十分調査もせず、知らずしてそうした方面に紹介した場合には、安定所の所長は、この六十條の適用で違反行為になるかどうか。現實にはそうした五項の解釋を嚴格にとつていきますと、安定所といへども、その行為に違反した場合には、罰則が適用されることになりませんが、こうした點に對する法的解釋をはつきりしてもらいたいと思ひます。

○佐藤（逋）政府委員　ごもつともな御懸念であると存じます。安定所の場合を例におとりになりましたので、その場合を考へてみますと、もちろん安定所長は重大なる法律上の責任をもち、國の機關としての職責を果していただくでありますから、この適用の關係におきましては、法令に違反する工場、事業場であるかどうかといふことは、十分に實際調査を遂げた上に、これを行ふことは申すまでもないことであります。十分な職責を盡して、なおかつそれが何らかの理由によつて法令に違反する工場、事業場であつた場合には、それは安定所長としては、職責を盡した上でのことであつて、何らそこに不都合はないのでありますから、この法令に違反の問題はもちろんな起り得ないと思ひます。

○前田（種）委員　長官に對する質問は、終了しまして、勞働省關係の大臣なり、局長に質問を續けます。

まず三十九條の募集の方法等についていろいろ書いてございしますが、主として地域募集をやるといふことが、この前後の法文に書いてある。しかし實際問題といたしましては、なか／＼そうはいかない點があるわけですが、それぞれ地域的に工場が分散されておる場合は、そうしたことができませんが、そうでない場合は、地方の農家から相當たくさんの人々を募集して、工場の密集しておるところに働いてもらうことは現實にあることであります。特に生産業等においては、そうした問題が強く叫ばれておりまして、寄宿舎制度を

廢止するといふような意見等も、いろいろ論議せられておりましたが、今日の現状において、そうしたことは實際にはできないと考へます。寄宿舎制度の弊害から、地域募集を主としてやつたらどうかといふ點が出ておるのではないかと考へますが、今日の現状は、やはりそれ／＼勞働力のある他方から相當募集いたして、そして日本の既設の事業場を有効に活用することが、現實の問題としては考へられませんが、寄宿舎を十分改善しなければならぬことはよくわかりますが、あくまで地域募集を主眼にして、寄宿舎に入れるようなことは、今後なくしていかねばならぬといふものも考へ方等と思ひますが、この點についてもう少し明確にしたいと思ひます。

それともう一つは本法においては供給事業には勞働組合もタッチすることができるようになつておりますが、ひとり供給事業だけでなく紹介事業、輔導等に對しても勞働組合が、もつと自主的に働き得る途をつくり出す必要があると私は考へます。敗戦後の日本の勞働組合の行き方は、あまりにも當面の問題だけにとらわれて、勞働組合運動の本質から離脱していきらぬものであるわけでありまして、むしろ勞働組合運動の本筋の事業の一つである紹介事業、輔導、供給事業等は、相當幅をもつて、健全な勞働組合運動の重要な事業に仕向けていくことが必要であらうと思ひますが、そうした點に對する御意見を承つておきたいと思ひます。

○山上政府委員　第三十九條に關してでございますが、これは先般も本委員

第一類第八号 勞働委員會議錄 第十号 昭和二十二年八月二十二日

五三

第一類第八号 勞働委員會議錄 第十号 昭和二十二年八月二十二日

五三

五三

五三

五三

五三

會で御説明申し上げた點でござい
ます。原則といたしましては、できるだ
け通勤地からの募集なり、また通勤地
の工場への募集なりを私も希望して
おりまして、今後の工場建設等につき
ましては、こういう労働政策の方針を
十分頭に入れて、工場立地をやつても
らいたいと考えております。現実の間
題といたしましては、通勤地以外から
も募集しなければならぬ點があること
は、私たちが十分認めております。従
いまして、寄宿舎に收容しなければな
らぬような募集も現実にあることを十
分認めておることを御承知願いたいと
思います。

それから供給事業につきまして、殊
に労働組合のことを書いてゐるのは、
供給事業は、それを目的といたしまし
た労働組合以外の場合には、全然認め
ないというので特に規定したのであり
まして、これにつきましては、職業安
定のいろいろなる仕事について民主化
の立場から労働者の意思を十分参酌し
てやつてまいりたいということ、連
絡委員会等で申し上げた通りでありま
して、私たちが前田委員と全然同じ考
えをもつております。

○前田(種)委員 もう一つ特に希望を
申し上げておきます點は、労働組合關
係の點につきましては、實際どうい
う人がどういふ職場にいるかというこ
とは、事業體よりも、あるいは安定所の
官職員よりも、労働組合員當事者が一
番よく知つてゐる。それでそういう面
を有効に活用することは國家的にも非
常によい。あるいは労働組合の今度の
行き方についても、そうした面につい
て相當の幅をもたして、労働組合の一
つの事業として、できますれば紹介事

業なり、供給事業は労働組合が一手に
引受けて、完全な労働組合の組織によ
つていきたいとわれ／＼は希望してい
るわけでありまして、できるだけそうし
た方向に向けるように指導していただ
きたいことを希望として申し上げてお
きます。

最後に私は、二十條の争議行為の間
題に對する面を「部門」という解釋、定
義、それからその次に、前項に規定す
る部門以外の場合においては、争議行
爲發生中といへどもそうした斡旋がで
きるようになっておりますが、この點
の解釋を明確にしてみたいと思え
ます。一例をあげますれば、同一會社
が東京と大阪に工場をもつてゐる場合
に、大阪の工場で争議が發生しておつ
た場合、東京ではこれでは職業紹介が
できるといふことになつておりますが、
が、そういうような解釋が正しいか、
政府當事者の解釋をもう少し明確に願
つておきたいと思ひます。

○米窪國務大臣 業務の部門の内容に
ついてお尋ねであります。業務の部
門とは、業務の内容がわかれておる場
合に、その業務を構成してゐる職能的
な區別、あるいは現場的な區分をいふ
のであります。たとえば工員と職
員、事務系統と技術系統、坑内夫と坑
外夫、本社と現場、こういう意味でこ
こに業務の部門といふものを明記した
わけでありまして、

○前田(種)委員 もしそれであれば、
二十條の内容をもつて明記してもらわ
なければならぬと私は考えます。一會
社の關係の中の一工場で争議をした場
合に、事業主はその工場を閉鎖してで
も、工場の争議が起つていない次の工
場に集中いたしまして、生産を續行す

るといふことができるのであります。

もちろん全部労働組合が完成しておる
場合におきましては、同一歩調で、工
場をあげて労働争議をやることのでき
るのであります。が、なが／＼／＼／＼は
きませんし、そうかといつて職業安定
所がそうした行為の起つておるところ
の職場に、しかも事業主がそうした行
爲を積極的に行ふとする場合に、そ
の部門においては紹介事業ができるこ
ういふことを認めますならば、非常にこ
こには弊害が起ると私は考えます。こ
の點はもし今大臣の御答辭になつたよ
うなことでありますならば、この内容
は相當修正しなければ、むしろ弊害が
あると私は考えますので、重ねて御答
辭を願つておきたいと思ひます。

○上山政府委員 これは、私たちの解
釋といたしましては、ただいま大臣か
ら答辭がありましたように考えておる
のであります。大阪と東京というふ
うにわかれておりました、全然向うに
は争議が起つていけないという場合に
おきましては、申すまでもなく、かり
に東京で争議が起つておりました、大
阪の方に就職斡旋をしてもよいので
はないかと思つております。ただそれ
が今申しましたように、非常に近接い
たしておるという場合におきまして
は、全然争議行為が關係ございませ
ん。場合によつて、その部門をやつても
いい。しかしその場合には、安定所とい
はしまして必ずやるとかいうのではご
ざいませぬ、それは情勢をよく見まし
て、この二十條の第一項にもございま
すように、争議行為が發生するおそれ
があること明らかな部門というふうに
書いてあります、現に争議行為が發
生してありません、そういう紹介

をいたしましたために、かえつて争議
がそちらの方にも波及するといふよう
なおそれがありますときには、そちら
へ紹介してはいけないといふことにな
つておるわけでございます。従つて
反面から考えますと、二十條の二項の
場合には、争議行為がそのために發生
するとか、争議行為に悪い影響がない
ことが明らかな場合に初めて斡旋する
ことがあつたのであります。しかもそ
の場合に求職者に對しまして争議行為
が發生してゐるというのを、あとで
問題があることを防ぎますために、特
に文書で通告をするといふような、非
常にめんどうな申せばめんどうな、
慎重な手續を経た上で斡旋するとい
ふのでございまして、私たちとしまし
ては、原案で弊害はないのじやない
か。かように考えております。

○前田(種)委員 どうも非常な弊害が
あると私は考えます。東京と大阪と同
一工場があつた場合も、そうした紹介
事業等はやめた方がよい。その前に勞
働省は労働委員会その他を活用いたし
まして、争議自體を一日も早く解決せ
しむることに全力を注いで、その期間
中は人の紹介事業はやらぬといふこと
にする方が本筋だと私は考えます。
今後いかなる行為が労働間に起るかも
わかりませんが、今まで答辭されたよ
うな對策は、どうぞ改めて、争議自
體を解決つける。それまではその關係
工場には、そうした斡旋も紹介もしな
いといふような對策ができるように計
らつてもらいたいと私は考えます。そ
うしなければ、今まで答辭されたよう
なことを實際に行つてまいりますなら
ば、それ／＼の事業にいろいろ／＼、必
要でないところの紛争がそのたびに

起きてくるということが豫想されるわ
けでございますので、またそうしたこ
とを事業主はえして悪用するといふ
危険もあるのございまして、起き
た争議を一日も早く解決つけるとい
うことが本筋であります。そうしたお
それのある工場に人を斡旋するといふ
うなやり方は、その期間中やめるとい
うような對策をとり得るうちに、この
法の運営をもつていつていただきた
いといふことを重ねて希望いたしまし
て、私の質問を終りたいとします。

○加藤委員長 本日はこれをもつて散
會いたします。次回は來週火曜日に開
きます。

午後零時六分散會